

始良市農業委員会総会議事録（４月）

1. 開催日時 平成28年4月28日（木） 午後1時30分～4時10分

2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

出席委員（26人）

委員

1番	欠員	15番	川島 兼次
2番	内甌 達也	16番	柗元 栄治
3番	今村 逸子	17番	井之上 政尋
4番	松尾 博好	18番	瀬尾 幹男
5番	東 隆雄	19番	夏田 恒
6番	恒見 忠雄	20番	池端 隆志
7番	湯元 秀誠	21番	西 泰行
8番	堂前 澄男	22番	坂元 廣幸
9番	松下 宏一	23番	前田 三枝子
10番	米迫 慎二	24番	森 洋一
11番	白尾 親昭	25番	西堂路 勝博
12番	宇都 和義	26番	谷口 義文
13番	小長野 誠	27番	小麥田 眞一
14番	本村 正一		

欠席委員 なし

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について
5. 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6号 農地の利用目的変更願について
9. 議案第 7号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）について
10. 議案第 8号 農地あっせん申出（借受・希望）について
11. 議案第 9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
12. 農地あっせんの経過報告
13. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
14. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長

振興係長

農地係長

農地係参事補

農地係主査

加治木農林水産係長

始良農林水産係長

		(大会議室に全員着席)
	事務局	姿勢を正してください。 一同礼。 〔1、総会の通告〕
議 長		ただいまから、平成28年度第1回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は27名中、26名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 なお、選任による委員の1番委員の後任については、平成28年4月1日に施行された農業委員会等に関する法律の改正により新法施行日以降の欠員については、選任委員の補充は出来ないもので、今後は、議席番号1番は欠員となります。
		————— 会務報告 —————
議 長		それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	事務局より会務報告
議 長		議事日程に入ります。 まず、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。
	委 員	『異議なし』
議 長		それでは、25番委員と、26番委員にお願いいたします。 次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の湯之原係長と洲上係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己、又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席をよろしくお願いいたします。

議案第1号

議 長

次に、日程第3、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定について議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案第1号説明

それでは、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定について、ご説明致します。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。

この法律につきましては、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農地の集積等を行うことにより、農業の健全な発展に寄与することを目的としています。農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。

公告の予定日は4月30日を予定致しております。また、契約の始期5月1日を予定しております。契約年数、1年が1件、2年が2件、3年が62件、5年が105件、7年が2件、9年が1件、10年が41件、合計の214件です。面積につきましては、合計面積の392,054㎡です。

農用地利用集積計画貸借の内容については、総会資料2から39ページにありますのでご覧になって下さい。

なお、総会資料35ページ190番が3番委員、191番が10番委員、35、36ページ192～196番が18番委員、197番～200番が2番委員、37ページ201番が14番委員、202番が9番委員、37～39ページ、203～214番が19番委員の関連する議案となっております。

これにつきましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の裁決に参加できませんので、よろしくをお願いします。

以上、第1号議案の説明を終わります。

議 長

それでは、1番から189番までについて質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は、挙手をお願いします。

委 員

[質疑なし]

議 長

それではお諮りいたします。

議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての1番から189番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

委 員

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての1番から189番までは、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての190番から215番までについては、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係

		者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 まず、190番についての関係者、3番委員の退席をお願いします。
	委員	(3番委員 退席)
議長		それでは、190番について質疑に入ります。 何か、ご質疑等ございませんか。
	委員	[質疑、意見なし]
議長		それでは、お諮りいたします。議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての190番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委員	[全員挙手]
議長		全員賛成ですので、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての190番は、原案のとおり決定いたしました。
	委員	(3番委員 着席)
議長		次に、191番についての関係者、10番委員の退席をお願いします。
	委員	(10番委員 退席)
議長		それでは、191番について質疑に入ります。 何か、ご質疑等ございませんか。
	委員	[質疑、意見なし]
議長		それでは、お諮りいたします。議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての191番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委員	[全員挙手]
議長		全員賛成ですので、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての191番は、原案のとおり決定いたしました。
	委員	(10番委員 着席)
議長		次に、192番から196番についての関係者、18番委員の退席をお願いします。

	委員	(18番委員 退席)
議長		それでは、192番から196番について質疑に入ります。 何か、ご質疑等ございませんか。
	委員	[質疑、意見なし]
議長		それでは、お諮りいたします。議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての192番から196番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委員	[全員挙手]
議長		全員賛成ですので、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての192番から196番は、原案のとおり決定いたしました。
	委員	(18番委員 着席)
議長		次に、197番から200番についての関係者、2番委員の退席をお願いします。
	委員	(2番委員 退席)
議長		それでは、197番から200番について質疑に入ります。 何か、ご質疑等ございませんか。
	委員	[質疑、意見なし]
議長		それでは、お諮りいたします。議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての197番から200番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委員	[全員挙手]
議長		全員賛成ですので、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての197番から200番は、原案のとおり決定いたしました。
	委員	(2番委員 着席)
議長		次に、201番についての関係者、14番委員の退席をお願いします。
	委員	(14番委員 退席)

議 長	それでは、201番について質疑に入ります。 何か、ご質疑等ございませんか。
委 員	〔質疑、意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての201番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての201番は、原案のとおり決定いたしました。
委 員	（14番委員 着席）
議 長	次に、202番についての関係者、9番委員の退席をお願いします。
委 員	（9番委員 退席）
議 長	それでは、202番について質疑に入ります。 何か、ご質疑等ございませんか。
委 員	〔質疑、意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての202番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての202番は、原案のとおり決定いたしました。
委 員	（9番委員 着席）
議 長	次に、203番から214番についての関係者、19番委員の退席をお願いします。
委 員	（19番委員 退席）
議 長	それでは、203番から214番について質疑に入ります。 何か、ご質疑等ございませんか。

委員	〔質疑、意見なし〕
議長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての203番から214番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
委員	〔全員挙手〕
議長	<p>全員賛成ですので、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての203番から214番は、原案のとおり決定いたしました。</p>
委員	(19番委員 着席)
<p>————— 議案第2号 —————</p>	
議長	<p>次に、日程第4、議案第2号農用地利用集積計画所有権移転の意見決定について議題に供します。</p> <p>まず、1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号農用地利用集積計画所有権移転の意見決定についてご説明致します。総会資料は、40ページとなります。今月は、1件です。</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>1番譲受人、加治木町木田在住の〇〇さん、譲渡人加治木町反土在住〇〇さんによる所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、加治木町辺川字門田〇〇番 724㎡です。</p> <p>対価につきましては、総額〇〇円。10a当たり〇〇円で決定いたしました。以上で1番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、5番委員から、あっせんの経過について報告をお願いします。</p>
委員	<p>5番です。農地あっせんの報告をいたします。</p> <p>加治木町辺川字門田〇〇番、724㎡、3月30日午前9時30分より、加治木総合支所北庁舎の2階応接室において譲渡希望者〇〇さん、譲受希望者〇〇さん、あっせん担当委員2番委員、23番委員、5番委員、事務局職員立会いの下あっせんを行いました。結果につきましては、総額〇〇円、10a当たり〇〇円で無事成立いたしました。</p> <p>なお、今後の手続きにつきましては、嘱託登記により事務局で所有権の移転登記を行う予定となっています。</p> <p>以上であっせんの報告を終わります。</p>
議長	<p>これより、議案第2号1番について、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの、事務局及びあっせん委員の説明について、質疑のある方は挙手</p>

		をお願いいたします。
	委員	〔質疑、意見なし〕
議長		<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号農用地利用集積計画所有権移転の意見決定についての1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
	委員	〔全員挙手〕
議長		<p>全員賛成ですので、議案第2号農用地利用集積計画所有権移転の意見決定についての、1番は、原案のとおり決定いたしました。</p>
		<p>————— 議案第3号 —————</p>
議長		<p>次に、日程第5、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>議案第3号説明</p> <p>それでは、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明致します。</p> <p>総会資料は、41ページとなります。今月申請は、5件です。</p> <p>各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の1ページに調査書がありますので審議の参考にして下さい。</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>1番 譲受人、加治木町反土在住の〇〇さん。</p> <p>譲渡人、大阪府東大阪市在住の〇〇さんの贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、加治木町小山田字下田〇〇番の田で、920㎡です。</p> <p>もう一筆が譲渡人、大阪府東大阪市在住の〇〇さんの贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、加治木町小山田字下田〇〇番の田で、面積が877㎡です。</p> <p>下限面積につきましては、経営面積1,699㎡と取得面積1,797㎡合計3,496㎡となります。以上で1番の説明を終わります。</p>
議長		<p>それでは、只今の説明に関連して、22番委員から、調査の結果並びに補足説明等をお願いします。</p>
	委員	<p>22番です。それでは調査報告をいたします。</p> <p>4月16日、〇〇委員と現地の担当者と聞き取りを行いました。</p> <p>この申請は、兄弟間の譲渡で今までも、〇〇さんが耕作をされておりました。</p> <p>〇〇さんは、反土に住んでいるが、実家が小山田で長男の〇〇さんが機械の購入をされ共同作業をして今まで耕作をされていまして。しかし長男の〇〇さんが昨年暮れに亡くなり加治木在住の息子と一緒に共同作業するということ</p>

議 長	<p>で、この申請は、農規法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と認めます。以上で報告を終わります。</p> <p>次に、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。譲受人、加治木町小山田在住の〇〇さん。譲渡人、薩摩川内市在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字宮田〇〇番、面積が457㎡です。以上で2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して2番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>2番です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>4月17日、〇〇さんの家で聞き取り調査を行いました。</p> <p>機械等は、トラクター、動噴、バインダーと掛け干し用の脱穀機が揃ってありました。ただ、田植え機がありませんでした。10年前に故障した為、買うよりは、加治木では、JAさんが田植え機の受託向けというのがあるので、それを10年前から利用しています。今後も農協の受託向けを利用したいという事でした。</p> <p>よって当申請は、農地法第3条第2項の規定に該当しないと思われまので、許可相当と認めます。</p>
議 長	<p>次に、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番についてご説明致します。譲受人、加治木町新生町在住の〇〇さん。譲渡人、船津在住の〇〇さんの贈与による所有権移転です。申請地の所在は、船津字小尻掛〇〇番、同字〇〇番の田で合計面積が499㎡です。以上で3番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、只今の説明に関連して、3番委員から、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3番です。それでは調査報告をいたします。</p> <p>平成28年4月17日、譲受人の〇〇さんの実家、船津小尻掛のお宅を訪ねたところ、ご本人が来て作業をするところでした。田んぼも整理されており機械も実家に揃っている為、問題はないと思われま。</p> <p>この申請は、農地法第3条第2項に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。</p>
議 長	<p>次に、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番についてご説明致します。譲受人、東餅田在住の〇〇さん。</p>

議 長	<p>譲渡人、福岡県糟屋郡篠栗町在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字榎田〇〇番、田で、面積が903㎡です。以上で4番の説明を終わります。</p> <p>それでは、只今の説明に関連して、17番委員から、調査の結果並びに補足説明等をお願いします。</p>
委 員	<p>17番です。それでは調査報告をいたします。</p> <p>平成28年4月18日、譲受人の〇〇さんと申請地で会い申請地を調査いたしました。</p> <p>申請地は、〇〇さん所有の田んぼで地主さんから〇〇さんを買って欲しいとの相談があり、買ったとの事でした。〇〇さんは、現在耕作もしており、一応の農機具は所有しているが、必要な農機具は〇〇さんに託されており下限面積も達しており何も問題は、ありませんでした。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>5番についてご説明致します。譲受人、加治木町新生町在住の〇〇さん。譲渡人、西餅田在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、平松字東原田〇〇番・同字〇〇番、田、畑で、合計面積が777㎡です。下限面積については、取得面積777㎡と第1号議案4番で承認いただきました2,363㎡ 合計3,140㎡となります。</p> <p>〇〇さんは、前農業委員でありました〇〇さんの息子であり、一緒に耕作をされおり、農機具についても、実家である〇〇さん宅から運搬するとのことです。以上で5番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、20番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>委 員</p> <p>20番です。それでは調査報告をいたします。</p> <p>平成28年4月16日、譲受人、〇〇さんの父、〇〇さん宅を訪問し聞き取りを行い調査いたしました。</p> <p>〇〇さんは、前農業委員でありおよそ3町程、耕作しており農機具も一通り所有しております。譲受人〇〇さんは、父の機械を借り耕作しています。申請地の場所は、実家より500m離れたところで現在も耕作しています。</p> <p>よって当申請は、農地法第3条第2項に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第3号1番から5番までについて、一括して質疑に入ります。何か、質問等はございませんか。</p>

	<p>委員 [質疑・意見なし]</p>
<p>議長</p>	<p>それではお諮りいたします。 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から5番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>委員 [全員挙手]</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から5番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第4号 —————</p>
<p>議長</p>	<p>次に、日程第6、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。まず、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案4号説明</p> <p>それでは、説明に入る前に農地法の改定がありましたので、お手元の書類をご覧ください。</p> <p>農地法改正に伴う農地法第4条1項・第5条1項許可事務手続の権限委譲市町村の農業委員会許可案件については、農業委員会申請受付締切が当月10日頃、農業委員会委員の現地調査は当月23日頃、農業委員会定例総会において農業委員会意見決定及び許可決定は当月末日、許可指令所の交付は次月10日頃になります。対象案件は30アール未満の案件、第2種、第3種農地、追認案件でないもの、転用目的が一般住宅で通路等を除く500㎡を超えないものとなります。</p> <p>県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件については、農業委員会申請受付締切が当月10日頃、農業委員会委員の現地調査が当月23日頃、農業委員会定例総会において農業委員会意見決定及び許可決定の県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の決定は当月末日、県農業委員会ネットワーク機構での意見聴取、意見聴取の回答を受け許可指令書の交付は次月10日頃になります。許可権者の変更については、改正後は、2ha以下は権限委譲市町村農業委員会、2ha超え4ha以下は県、4ha以上は県、国協議となります。また、大臣が指定する市町村に都道府県知事と同様の権限を委譲する指定市町村制度も導入されました。</p> <p>それでは、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の決定の1番について説明を行います。</p> <p>申請人は加治木町辺川の〇〇さん 土地の所在地は加治木町辺川字坂下〇〇番、田242㎡、加治木町辺川坂下〇〇番、田56㎡、農地区分は、2種農地、農用地区域外、都市計画区域外、土地改良事業なし、広がり10ha未満、転用目的は店舗1棟69.3㎡、申請理由は、申請地は旧店舗の時、買い物客等が市道上に駐車をし、苦情があった為、申請地を店舗、駐車場としました。資金計</p>

議 長	<p>画は転用済みの為不要です。土地改良区意見書は、区域外の為不要です。始末書の添付があります。被害防除計画の添付もあります。</p> <p>この案件につきましては、追認案件ですので、県農業者登録機構の意見徴収の案件です。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、5番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>5番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地で農地に該当する為、問題はありません。申請地の位置は、鶴原大橋から北に100mの位置にございます。東は道路、西が里道、南は宅地、北は水路です。申請実現の確実性は 転用済みの為確実であります。特記事項としましては、特にありません。総合意見としまして転用許可基準の立地及び一般基準について、調査結果の結果現地調査委員としましては、許可意見であります。以上現地調査報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより 議案第4号1番について、質疑に入ります。</p> <p>ただ今の事務局及び現地調査委員からの説明について、何か、ご質疑等はありませんか。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番については、原案のとおり、始良市農業委員会の意見決定及び許可について、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番は原案のとおり、始良市農業委員会の意見決定及び許可について、5月9日開催の県農業委員会ネットワーク機構での意見聴取にいたします。次に、2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の決定の2番について説明を行います。</p> <p>申請人は〇〇さん、始良市東餅田字高木〇〇番地、田232㎡、農地区分は3種農地、農業振興地域外、第一種住居地域、土地改良事業なし、農地の広がり、10ha未滿、転用目的は通路、申請理由は、南側隣接地〇〇-〇、田の孫の宅地への5条申請地及び西側は田、自作地への車の進入路が無く、自作地への通作の為の進入路として利用したい。資金計画は、現状のまま利用します。土地改良区意見書は、区域外の為、不要です。</p>

議 長	<p>被害防除計画の添付もあります。この案件につきましては、農業委員会の決定になります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、18番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>18番です。それでは、説明いたします。農地区分は、3種農地で問題ございません。</p> <p>申請地農用地は、高樋公民館から北東に約200mの位置にあります。被害防除の現況は、東が道路、西が畑と水路、南は宅地と田、北が宅地と水路でございます。申請実現の確実性は、現在自作地への田、畑の水路として、また孫の宅地への通路としても利用は確実だと思われま。総合意見といたしましては、転用許可立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>これより 議案第4号2番について、質疑に入ります。</p> <p>ただ今の事務局及び現地調査委員からの説明について、何か、ご質疑等ございませんか。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての2番については、原案のとおり、始良市農業委員会の意見決定及び許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての2番は原案のとおり、意見の決定及び許可が決定いたしましたので、許可書の交付をいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第7、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>まず、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の決定の1番について説明を行います。</p> <p>譲受人が始良市西餅田在住の〇〇さん、譲渡人が始良市西餅田在住の〇〇さん、これに関しては、親子の関係です。土地の所在は、船津字城ヶ崎〇〇番、地目は畑、面積は374㎡、権利内容は所有権移転です。農用地区域外 地域</p>

議 長	<p>区域の設定なし、土地改良事業なし、広がり10ha以上となりますので、農地区分は第1種農地となります。転用目的は、一般住宅の1棟101.08㎡、申請理由は申請地の贈与を受け所有権を設定し、一般住宅を建設し利用したい。資金は自己資金で対応。土地改良区意見書は、区域外の為不要です。被害防除計画の添付もごさいます。</p> <p>これにつきましては、第1種農地の為、県農業委員会ネットワーク機構での意見聴取案件です。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、18番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>18番です。それでは、説明いたします。農地法は第1種農地の不許可の例外であり基準接続地設に該当する為、問題はありません。</p> <p>申請地の位置は船津温泉より、北西に約250mの位置にごさいます。被害防除の現況は、東が宅地、西が畑、南が道路、北が河川です。</p> <p>申請実現の確実性は、資金証明もあり確実です。</p> <p>総合意見といたしましては、転用許可立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の決定の2番について説明を行います。</p> <p>譲受人は、鹿児島市唐湊在住の〇〇さん、譲渡人は、西餅田1384番地、在住の〇〇さん、土地の所在は、東餅田字東道丁原〇〇番、地目は畑、面積105㎡、権利内容は所有権移転、農地区分は3種農地、農業振興地域外、第2種住居地域、土地改良事業なし、土地の広がりは、10ha未満です。転用目的は、共同住宅1棟272.6㎡、申請理由は、申請地は私が計画する共同住宅建築用敷地の南側に隣接する角地となっておりますが、建物配置がしやすくなり又駐車場として使用するのに便利な為、選定しました。</p> <p>資金は融資で対応、土地改良区意見書は、区域外の為、不要です。</p> <p>被害防除計画あり隣接地同字〇〇番、宅地331.20㎡、〇〇番、宅地257.59㎡、〇〇番、宅地6.86㎡、〇〇番、宅地225.39㎡と一体利用総事業面積926.04㎡です。</p> <p>この案件につきましては、農業委員会の決定案件になります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、17番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>17番です。それでは、報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題はあります。</p> <p>申請地の位置は、山下わたる内科から北に約150mの位置にあります。現況は、東・西・南が宅地・北が道路です。申請実現の確実性は、融資証明もあ</p>

議 長	<p>り、確実です。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。終わります。</p> <p>次に、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の決定の3番について説明を行います。</p>
議 長	<p>譲受人は、始良市宮島町在住〇〇さん 譲渡人は、鹿児島市吉野町在住の〇〇さん、土地の所在は、西餅田字上川屋〇〇番、田、上川屋〇〇番、田、面積1,233㎡、権利内容は所有権移転、農地区分は3種農地、農業振興地域外、第1種中高層住居専用地域、土地改良事業あり、土地の広がり、10ha未満です。転用目的は、宅地造成 申請理由は、申請地を取得して宅地分譲、5区画として利用する為、資金は自己資金で対応、土地改良区の意見書の添付あり、被害防除計画の添付あり、この案件につきましては、農業委員会の決定案件になります。以上です。</p>
委員	<p>ただいまの説明に関連して、21番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
議 長	<p>21番です。それでは、報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題はありませぬ。</p> <p>申請地の位置は、五社神社から東に約50mの位置にあります。現況は、東、西が道路、南は雑種地・宅地、北は道路です。申請実現の確実性は、資金証明もあり、確実です。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。終わります。</p>
事務局	<p>次に、4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の決定の4番について説明を行います。</p>
議 長	<p>譲受人は、〇〇さん、譲渡人は、鹿児島市桜ヶ丘在住の〇〇さん他3名です。</p> <p>土地の所在は、東餅田字下牟田〇〇番、田、面積計7筆の1,807㎡、権利内容は所有権移転、農地区分は3種農地、農業振興地域外、第1種中高層住居専用地域、土地改良事業あり、土地の広がり、10ha未満です。転用目的は、宅地造成、申請理由は、申請地を取得して宅地分譲6区画として利用する為、内、隣接地〇〇ー〇、628㎡は共有の通路として利用する。</p> <p>資金は自己資金で対応、土地改良区の意見書は区域外の為不要、被害防除計画の添付あり〇〇ー〇、田628㎡は1/2の持分移転、この案件につきましては、農業委員会の決定案件になります。以上です。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、22番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>22番です。それでは、説明いたします。農地区分は、農地法は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は帖佐駅より、北東に約250mの位置にあります。造成工法は0.9mです。被害防除の現況は、東が水路、西が宅地・水路、南が宅地、北が宅地・道路です。申請実現の確実性は、資力自己資金、面積の妥当性は適当、資金証明もあり確実です。</p> <p>総合意見といたしましては、転用許可立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の決定の5番について説明を行います。</p> <p>借り人は、鹿児島市桜ヶ丘在住の〇〇さん、貸し人は、東餅田在住の〇〇さん 他3名、土地の所在は、東餅田字下牟田〇〇番、地目は田、面積3筆計900.3㎡、権利内容は使用貸借権、農地区分は3種農地、農業振興地域外、第1種中高層住居専用地域、土地改良事業あり、土地の広がり、10ha未満です。</p> <p>転用目的は、貸家1棟94.76㎡、申請理由は老後の安定した収入を得る為借家を建築する。内、隣接地〇〇番の628㎡は共有の通路として利用する。</p> <p>資金は自己資金で対応土地改良区意見書は、区域外の為不要です。</p> <p>被害防除計画の添付あり。この案件につきましては、農業委員会の決定案件になります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、22番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>22番です。それでは、説明いたします。農地区分は第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は帖佐駅より、北東に約250mの位置にあります。造成工法は0.9mあります。被害防除の現況は、東が水路、西が宅地・水路、南が宅地、北が宅地となっております。申請実現の確実性は、自己資金もあり面積は適当資金証明もあり確実です。</p> <p>総合意見といたしましては、転用許可立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上の通り現地調査をいたしましたので、ご報告いたします。</p>
議 長	<p>次に、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の決定の6番について説明を行います。</p> <p>借り人は、鹿児島市桜ヶ丘在住の〇〇さん 貸し人は、東餅田在住の〇〇他</p>

<p>議 長</p>	<p>3名、土地の所在は、東餅田字下牟田〇〇番、田、面積2筆の計836㎡、権利内容は使用貸借権、農地区分は3種農地、農業振興地域外、第1種中高層住居専用地域、土地改良事業あり、土地の広がりは、10ha未満です。転用目的は、貸家1棟85.73㎡、申請理由は、老後の安定した収入を得る為借家を建築する。隣接地〇〇番628㎡は共有の通路として利用する。資金は自己資金で対応、土地改良区意見書は、区域外の為、不要です。被害防除計画の添付あり、この案件につきましては、農業委員会の決定案件になります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、22番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>22番です。それでは、説明いたします。農地区分は第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、帖佐駅から、北東に約250mの所です。造成工法は0.9m被害防除の現況は、東が水路、西が宅地・水路、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、資力が資金、面積が適当で資金証明もあり確実です。総合意見といたしましては、転用許可立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、7番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の決定の7番について説明を行います。</p> <p>借り人は、東餅田在住の〇〇さん 貸し人は、東餅田在住の〇〇他3名、土地の所在は、東餅田字下牟田〇〇番、田、面積2筆、計836㎡、権利内容は使用貸借権、農地区分は3種農地、農業振興地域外、第1種中高層住居専用地域、土地改良事業あり、土地の広がりは、10ha未満です。</p> <p>転用目的は、貸家1棟79.42㎡、申請理由は、老後の安定した収入を得る為借家を建築する。内、隣接地〇〇-〇、628㎡は共有の通路として利用する。</p> <p>資金は自己資金で対応、土地改良区意見書は、区域外の為、不要です。</p> <p>被害防除計画の添付あり、この案件につきましては、農業委員会の決定案件になります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、21番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>21番です。それでは、説明いたします。農地区分は第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は帖佐駅から、北東に約250mの位置にあります。被害防除の現況は、東が水路、西が宅地・水路、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実です。</p> <p>総合意見といたしましては、転用許可立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。以上です。</p>

議 長	次に、8番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の決定の8番について説明を行います。</p> <p>譲受人は、始良市平松在住〇〇さん 譲渡人は、大分県在住の〇〇さん、土地の所在は、永池町〇〇番、畑、面積198㎡、権利内容は所有権移転、農地区分は3種農地、農業振興地域外、第1種中高層住居専用地域、土地改良事業なし、土地の広がり、10ha未満です。転用目的は、宅地造成、申請理由は、用途地域内の閑静な住宅街で住宅環境は整っているため宅地分譲1区画の条件としては問題ないため、宅地造成したい。資金計画は自己資金で対応、土地改良区域意見書は、区域外の為不要、被害防除計画の添付あり、この案件につきましては、農業委員会の決定案件になります。以上です。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、19番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>19番です。それでは、説明いたします。農地区分は第3種農地で問題ありません。被害防除の現況は、東が畑、西が宅地、南が道路、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。</p> <p>総合意見といたしましては、転用許可立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。以上です。</p>
議 長	次に、9番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の決定の9番について説明を行います。</p> <p>譲受人は、加治木町錦江町在住の〇〇さん 譲渡人は、大阪府枚方市東香里元町在住の、〇〇さんと〇〇さん、土地の所在は、加治木町日木山〇〇番、地目は畑、田、面積4筆820㎡、権利内容は所有権移転、農地区分は3種農地、農業振興地域外、第1種低層住居専用地域、土地改良事業なし、土地の広がり、10ha未満です。転用目的は、資材置場、申請理由は、事業運営に必要な看板、杭、建材等の仮置場が不足しているため、資金については、自己資金で対応、土地改良区意見書は、区域外の為不要、被害防除計画の添付あり、今、一通り説明をいたしましたが、現地調査でヤミ耕作地である事が判明いたしましたので農業委員会は感知しない事になります。農地法第3条により、当事者同士の問題になります。</p> <p>この案件については、参考資料の50ページを見て頂きたいのですが、申請地に資材を搬入するにあたり、幅員1m程の里道を人力で運ぶ以外に方法はなく、また、反土水利組合の水路に橋を架ける必要があり、その計画もなく、又譲受人、不動産業の事業規模から820㎡が必要かの疑問がありますので、今月は保留にしたいと思います。</p>
議 長	ただいまの議案第5号、9番について保留という説明がありましたので個別

	<p>案件で質疑し、採決いたします。</p> <p>ただいまの事務局の説明について質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員</p> <p>〔質疑意見なし〕</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての9番について、保留とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員</p> <p>〔全員挙手〕</p>
議 長	<p>全委員賛成ですので、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての9番については、保留といたします。</p> <p>次に、10番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の決定の10番について説明を行います。</p> <p>譲受人は、始良市脇元在住〇〇さん 譲渡人は、始良市松原町在住の〇〇さん、土地の所在地は、松原町2丁目〇〇番、畑、面積250㎡、権利内容は所有権移転 農地区分は、業振興地域外、1種中高層住居専用地域、土地改良事業なし、土地の広がりは、10ha未滿したがって農地区分は3種農地になります。転用目的は、一般住宅1棟34.26㎡、申請理由は、現在借家住まいの為、申請地を取得して一般住宅を建築する為、資金計画は融資で対応、土地改良区域意見書は、区域外の為不要、被害防除計画の添付あり</p> <p>この案件につきましては、農業委員会の決定案件になります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、21番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
議 長	<p>委員</p> <p>21番です。それでは、説明いたします。農地法は第3農地で、問題はありません。申請地の位置は松原なぎさ小学校から、北東に約250mの位置にあります。</p> <p>被害防除の現況は、東が畑休耕地、西が市道、南が畑、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。</p> <p>総合意見といたしましては、転用許可立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、11番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の決定の11番について説明を行います。</p> <p>借り人は、始良市東餅田在住〇〇さん、貸し人は、始良市寺師在住の〇〇さ</p>

議長	<p>ん、土地の所在地は、増田字西供田〇〇番、田、面積952㎡の内338㎡、権利内容は使用貸借権、農地区分は農業振興地域外、地域区域の設定なし、土地改良事業あり、土地の広がり、10ha以上したがって、農地区分は1種農地になります。転用目的は、一般住宅1棟96㎡、申請理由は、現在借家住まいであり、実家に近い申請地に自宅を建築する計画であります。資金計画は融資で対応、土地改良区域意見書の添付あり、被害防除計画の添付あり</p> <p>この案件につきましては、農業委員会の決定案件になります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、16番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>16番です。それでは、説明いたします。農地区分は第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外であり、集落接続施設に該当する為、問題はありません。申請地の位置は始良市小学校給食室別棟から、南に約10mの位置にあります。被害防除の現況は、東が宅地、西が田残地、南が田、北が道路です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。</p> <p>総合意見といたしましては、転用許可立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次に、12番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の決定の12番について説明を行います。</p> <p>譲受人は、東餅田在住の〇〇さん 譲渡人は、加治木町反土在住の〇〇さん、土地の所在地は、加治木町木田字熊ノ田〇〇番、地目は田、面積334㎡、権利内容は所有権移転、地区分は農地区域外で、農業振興地域外、地域区域の設定なし、土地改良事業なし、土地の広がり、10ha以上です。</p> <p>農地区分は第1種農地となります。転用目的は、一般住宅1棟116.76㎡、申請理由は、現在、借家住まいであり実家に近い申請地に自宅を建築する計画であります。</p> <p>資金は融資で対応、水利組合の意見書の添付あり、被害防除計画あります。</p> <p>この案件につきましても、第1種農地の為、県農業委員会ネットワーク機構での「意見聴取」案件です。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、17番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>17番です。それでは、説明いたします。農地区分は第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外であり集落接続施設に該当する為、問題はありません。申請地の位置は高井田保育園から北に約100mの位置にあります。被害防除の現況は、東が宅地、西が道路、南が道路、北が道路です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。</p> <p>総合意見といたしましては、転用許可立地及び一般基準について調査の結果、</p>

議 長	<p>現地調査委員といたしましては、許可意見であります。以上です。</p> <p>次に、13番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の決定の13番について説明を行います。</p> <p>譲受人は、加治木町反土在住の〇〇さん他1名 譲渡人は、加治木町反土在住の〇〇さん、土地の所在は、加治木町反土字萩原屋敷〇〇番、地目は田、面積223㎡、権利内容は所有権移転、農地区分は農地振興地域外で第一種住居地域、土地改良事業なし、土地の広がり、10ha以上です。農地区分は第一種住宅1棟57.96㎡、申請理由は、現在借家住まいであり、自宅を建築する計画であります。資金は融資で対応、水利組合の意見書の添付あり、この案件につきましては、農業委員会の決定案件になります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、17番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>17番です。それでは、説明いたします。農地区分は第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、加治木中学校から、南西に約250mの位置にあります。被害防除の現況は、東が介在田、西が宅地、南が道路、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。</p> <p>総合意見といたしましては、転用許可立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、14番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の決定の14番について説明を行います。</p> <p>譲受人は、霧島市国分野口在住の〇〇さん、譲渡人は、鹿児島市原良在住の〇〇さんと福岡県在住の〇〇さん、土地の所在は、脇元字蟹原〇〇番、〇〇番地目は畑、面積369㎡と442㎡の合計811㎡、権利内容は所有権移転、農地区分は農地振興地域外、第一種中高層住居専用地域、土地改良事業なし、土地の広がり、10ha未満です。農地区分は第3種農地 転用目的は、共同住宅 1棟 270.48㎡、申請理由は、重富中学校隣接地で交通の便も良く生活環境も整っている為、入居の需要が見込まれるので、申請地に長屋住宅及び駐車場を建設する。資金は融資で対応、土地改良区の意見書は区域外の為不要、通路は隣接地、同字〇〇番、道197㎡、〇〇番、道37㎡、転用許可済み地を使用する。通行承諾済み</p> <p>この案件につきましては、農業委員会の決定案件になります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連しても、19番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>19番です。それでは、説明いたします。農地区分は第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、重富中学校の南側の位置にあります。被害防除の現況は、東が宅地、西が転用地、南が宅地、畑、北が中学校です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。</p> <p>総合意見といたしましては、転用許可立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次に、15番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の決定の15番について説明を行います。</p> <p>借り人は、阿久根市在住の〇〇さん、貸し人は、始良市東餅田在住の〇〇さん、土地の所在は、東餅田字高木〇〇番、地目は畑、面積418㎡、権利内容は使用貸借権、農地区分は農地振興地域外で第一種中住居地域、土地改良事業なし、土地の広がりは、10ha未満です。農地区分は第3種農地、転用目的は一般住宅1棟104.34㎡、申請理由は、現在、借家で手狭な為、今回、妻の実家に近い申請地に自己の住宅を建築したい。</p> <p>資金計画は、融資及び自己資金で対応、土地改良区意見書は、区域外のため不要、被害防除計画の添付あり、この案件につきましては、4号議案の土地を使用する。これも農業委員会の決定案件になります。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連しても、18番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>18番です。それでは、説明いたします。農地区分は第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、高樋公民館から、北東に約200mの位置にあります。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が畑です。</p> <p>申請実現の確実性は、資金証明もあり確実です。</p> <p>総合意見といたしましては、転用許可立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次に、16番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の決定の16番について説明を行います。</p> <p>譲受人は、始良市西餅田在住の〇〇さん、譲渡人は、始良市西餅田在住の〇〇さん他2名、土地の所在は宮島町〇〇番、地目は畑、面積799の内399㎡、権利内容は所有権移転、農地区分は農地振興地域外で近隣商業地域、土地改良事業なし、土地の広がりは、10ha未満です。</p> <p>農地区分は第3種農地、転用目的は、一般住宅1棟、申請理由は、自らが居住する住宅を建築する為、土地改良区意見書は、区域外のため不要、被害防除計画の添付あり、資金計画は融資で対応です。</p> <p>この案件につきましては、これも農業委員会の決定案件になります。</p>

議 長	<p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連しても、21番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>21番です。それでは、説明いたします。農地区分は第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、始良市役所から、北東に約50mの位置にあります。被害防除の現況は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が畑、渡人所有地です。申請実現確実性は、融資証明もあり確実です。</p> <p>総合意見といたしましては、転用許可立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、17番については、先ほど申しあげました通り関係者がおりますので個別案件で質疑し採決します。17番の関係者10番委員には退席をお願いします。それでは、17番について事務局の説明を求めます。</p>
委 員	<p>(10番委員 退席)</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の決定の17番について説明を行います。</p> <p>譲受人は、始良市平松在住の〇〇さん、譲渡人は、始良市下名在住の〇〇さん、土地の所在は、平松宇池田古河〇〇番、地目は田、面積505㎡、権利内容は所有権移転、農地区分は農地振興地域外で準工業地域、土地改良事業なし、土地の広がり、10ha未満です。農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、賃貸住宅1棟129.05㎡、申請理由は、当地に賃貸の家屋を建築し生計の資本の一部にする計画、資金計画は自己資金で対応、土地改良区意見書の添付あり、被害防除計画の添付あり、この案件につきましては、農業委員会の決定案件になります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連しても、19番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>19番です。それでは、説明いたします。</p> <p>農地区分は第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、県警察学校から、西に約150mの位置にあります。被害防除の現況は、東が水路、西が田、南が宅地、北が田です。申請実現確実性は、自己資金証明もあり確実です。</p> <p>総合意見といたしましては、転用許可立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第5号17番について質疑に入ります。ただいまの事務局及び現地調査員からの説明について、質疑のある方は、挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>「質疑なし」</p>

議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての17番について、原案のとおり、始良市農業委員会の意見決定及び許可に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	〔全員挙手〕
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての17番は、原案のとおり始良市農業委員会の意見決定及び許可が決定いたしましたので、5月9日に許可証を交付いたします。</p>
委 員	(10番委員 着席)
議 長	次に、18番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の決定の18番について説明を行います。</p> <p>譲受人は、始良市西餅田在住の〇〇さん 譲渡人は、霧島市隼人町在住の〇〇さん、土地の所在は、東餅田字塩入〇〇番、〇〇番、地目は田、面積347㎡、権利内容は所有権移転、地区分は農地振興地域外で準工業地域、土地改良事業なし、土地の広がりは、10ha未済です。農地区分は第3種農地、転用目的は、宅地造成、2棟498.50㎡、申請理由は、周辺は市街地の状況から需要が見込まれこの度の申請手続きに至る。生産区画数宅地2区画、資金計画は自己資金で対応、土地改良区意見書は区域外の為不要、被害防除計画の添付あり、この案件につきましては、農業委員会の決定案件になります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただいまの説明に関連しても、22番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>22番です。それでは、説明いたします。農地区分は第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、帖佐駅から、東に約300mの位置にあります。</p> <p>被害防除の現況は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が道路です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実です。</p> <p>総合意見といたしましては、転用許可立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。以上です。</p>
議 長	次に、19番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の決定の19番について説明を行います。</p> <p>譲受人は、始良市宮島在住の〇〇さん、譲渡人は、始良市平松在住の〇〇さん、土地の所在は、平松字前畑〇〇番、〇〇番、地目は田、面積1,239㎡、</p>

議 長	<p>権利内容は所有権移転、農地区分は農地振興地域外で準工業地域、土地改良事業なし、土地の広がり10ha未満です。農地区分は第3種農地、転用目的は貸駐車場、申請理由は、当地を大和葬儀社の来客用駐車場にする計画に至る。</p> <p>資金計画は、融資で対応、土地改良区意見書あり、被害防除計画の添付あり この案件につきましては、農業委員会の決定案件になります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連しても、19番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>19番です。それでは、説明いたします。農地区分は第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、始良分遣所から、西に約100mの位置にあります。被害防除の現況は、東が店舗、西が里道、南が田、道路、北が大和葬儀社です。申請実現確実性は、融資証明もあり確実です。</p> <p>総合意見といたしましては、転用許可立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、20番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の決定の20番について説明を行います。</p> <p>譲受人は、蒲生町在住の〇〇さん、譲受人西始良在住の〇〇さん 土地の所在は、蒲生町上久徳字石神〇〇番、地目は田、面積517㎡、権利内容は所有権移転、農地区分は農用地区域外、地域区域の設定なし、土地改良事業なし、土地の広がり、10ha以上です。</p> <p>農地区分は第1種農地、転用目的は、一般住宅1棟98.54㎡、申請理由は、申請地に自己の用に供する住宅を建築したい。</p> <p>資金計画は融資で対応、土地改良区意見書は水利組合確認済み、被害防除計画の添付あり500㎡を超える為、面積超えの理由書の添付あり、この案件につきましては、農業委員会の決定案件になります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連しても、16番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>16番です。それでは、説明いたします。</p> <p>農地区分は第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である。集落接続施設に該当する為、問題はありません。申請地の位置は、県林業試験場から、北東に約400mの位置にあります。被害防除の現況は、東が宅地、西が畑、南が県道、北が水路です。申請実現確実性は、融資証明もあり確実です。</p> <p>総合意見といたしましては、転用許可立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第5号1番から8番、10番から16番、18番から20番</p>

	<p>までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただ今の事務局及び現地調査委員からの説明について、何か、ご質疑等はありませんか。</p>
議 長	<p>委員 [質疑・意見なし]</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、「意見聴取」に係る1番、11番、12番、20番について、原案のとおり、始良市農業委員会の意見決定及び許可について、県農業委員会ネットワーク機構への「意見聴取」をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 [全員挙手]</p> <p>全員賛成ですので、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての「意見聴取」に係る1番、11番、12番、20番について、原案のとおり始良市農業委員会の意見決定及び許可について、5月9日開催の県農業委員会ネットワーク機構への「意見聴取」いたします。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、2番から8番、10番、13番から16番、18番から19番までについて、原案のとおり、始良市農業委員会の意見決定及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 [全員挙手]</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第6号 —————</p> <p>次に、日程第8、議案第6号農地の利用目的変更願について議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 議案6号説明</p> <p>それでは、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の決定の1番について説明を行います。</p> <p>申請人は、蒲生町在住の〇〇さん、所有者蒲生町在住の〇〇さん 土地の所在は、蒲生町米丸字赤田〇〇番、地目は田、面積1,422㎡、農地区分は農用地区域内農地、農用地区域内、地域区域の設定なし、土地改良事業あり、土地の広がり、10ha以上です。変更後の使用目的は畑、申請理由は高齢化の為、水稲作が困難（水不足の為）以上です。</p>
議 員	<p>ただいまの説明に関連しても、16番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

	<p>委員 16番です。それでは、説明いたします。農地区分は農用地区域内農地、申請地の位置は、高山産業から、北東に約300mの位置にあります。被害防除の現況は、東が道路、西が水路、南が水路、北が道路です。申請実現確実性は、水不足の為、畑として利用するので確実です。</p> <p>条件及び特記事項として東西に溝を掘り排水対策を講ずる。</p> <p>現地調査委員といたしましては、承認意見であります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第6号1番について、質疑に入ります。</p> <p>ただ今の事務局及び現地調査委員からの説明について、何か、ご質疑等はありませんか。</p>
	<p>委員 [質疑・意見なし]</p>
<p>議長</p>	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第6号農地の利用目的変更願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [全員挙手]</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第6号農地の利用目的変更願についての1番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第7号 —————</p>	
<p>議長</p>	<p>次に、日程第9、議案第7号農地あっせん申出売渡・貸付希望についてを議題に供します。</p> <p>1番から11番までについて、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第7号説明</p> <p>それでは、議案第7号あっせん申出売渡・貸付 希望についてご説明致します。総会資料は、51、52ページとなります。今月申請は、11件です。参考資料は、107ページからになりますので審議の参考にして下さい。</p> <p>それでは、1番をご説明致します。内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町白男字松木川原〇〇番、田の1,396㎡です。申請人は、大阪府豊中市在住の〇〇さん。条件として、貸付期間3年。希望小作料は10a当たり〇〇円です。</p> <p>続きまして、2番をご説明致します。参考資料は、108ページになります。内容につきましては、貸付です。</p> <p>土地の所在が船津字香ヶ迫〇〇番、田907㎡です。申請人は、宮島町在住の〇〇さん。条件として、貸付期間5年、希望小作料が農業委員会一任です。</p> <p>続きまして、3番をご説明致します。参考資料は、109ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町北字権坪〇〇番、田の7</p>

<p>議 長</p>	<p>31㎡・同字〇〇番、田1,884㎡です。申請人は、大阪府吹田市在住の〇〇さん。条件として、貸付期間5年、希望小作料が農業委員会一任です。</p> <p>続きまして、4番をご説明致します。参考資料は、110ページになります。内容につきましては、売渡です。土地の所在が深水字榎田〇〇番、田459㎡です。申請人は、東京都江戸川区在住の〇〇さん。条件として、譲渡希望価格総額〇〇円です。4番については、面積が少ないため〇〇円ではあっせんが難しい旨をお話しており、金額を下げてくださいよう依頼しております。</p> <p>続きまして、5番をご説明致します。参考資料は、111ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が加治木町日木山字楠原〇〇番、畑621㎡、同字〇〇番、畑1,177㎡、同字〇〇番、畑1,733㎡、申請人は、霧島市溝辺町在住の〇〇さん。条件として、貸付期間5年。希望小作料が10a当たり〇〇円水代込みです。</p> <p>続きまして、6番をご説明致します。参考資料は、112ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町米丸字湯川原〇〇番 田の747㎡。申請人は、東餅田在住の〇〇さん。条件として、貸付期間3年。希望小作料が〇〇円見つからなければ無償です。</p> <p>続きまして、7番をご説明致します。参考資料は、113ページになります。内容につきましては、貸付です。</p> <p>土地の所在が、蒲生町北字権坪〇〇番、田708㎡、同字〇〇番、田1,863㎡、同字〇〇番、田1,240㎡です。申請人は、鹿児島市在住の〇〇さん。条件として、貸付期間5年。希望小作料が農業委員会一任です。</p> <p>続きまして、8番をご説明致します。参考資料は、114ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町北字権坪〇〇番、田1,064㎡です。申請人は、鹿児島市在住の〇〇さん。条件として、貸付期間5年。希望小作料が農業委員会一任です。</p> <p>続きまして、9番をご説明致します。参考資料は、115ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が加治木町木田字星原〇〇番、田1,102㎡、字平田〇〇番、田1,094㎡です。申請人は、加治木町木田在住の〇〇さん。条件として、貸付期間5年。希望小作料が農業委員会一任です。</p> <p>続きまして、10番をご説明致します。参考資料は、116ページになります。内容につきましては、売渡です。土地の所在が蒲生町北字権坪〇〇番、田1,821㎡です。申請人は、熊本県合志市在住の〇〇さん。条件として、譲渡希望価格：農業委員会一任です。</p> <p>続きまして、11番をご説明致します。参考資料は、117ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町北字鈴野〇〇番、田271㎡、同字〇〇番、田838㎡、同字〇〇番、田384㎡です。</p> <p>申請人は、蒲生町西浦在住の〇〇さん。条件として、貸付期間3年。希望小作料が農業委員会一任です。以上で議案7号の説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、ご発言のある方は挙手願います。何か、ご発言等ございませんか。</p>
------------	---

委員	[発言なし]
議長	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。</p> <p>議案第7号 農地あっせん申出 売渡・貸付 希望についての1番から11番までについて、原案のとおり 受理 することに決定いたしました。</p> <p>全員賛成ですので、議案第7号 農地あっせん申出 売渡・貸付希望についての1番から11番までは、原案のとおり、 受理 することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、ただいま受理されました 議案第7号のあっせん申出 に係わる、地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。</p> <p>自薦他薦いずれでもよろしいです。</p> <p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第7号</p> <p>1番、3番、7番、8番、11番は、9番委員 をお願いしたいと思います。</p> <p>2番は、3番委員をお願いしたいと思います。</p> <p>4番は、10番委員、6番委員、27番委員</p> <p>5番は、21番委員をお願いしたいと思います。</p> <p>6番は、24番委員をお願いしたいと思います。</p> <p>9番は、11番委員をお願いしたいと思います。</p> <p>10番は、9番委員、19番委員、14番委員をお願いしたいと思います。</p> <p>事務局案でよろしいでしょうか。</p> <p>担当になられた委員の方々には、よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第8号 —————</p>
議長	<p>次に、日程第10、議案第8号農地あっせん申出 借受 希望についてを議題に供します。1番、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第8号説明</p> <p>それでは、議案第8号議案あっせん申出 借受 希望についてご説明致します。総会資料は、53ページとなります。</p> <p>今月申請は、2件です。参考資料118ページからになりますので審議の参考にして下さい。</p> <p>それでは、1番を説明致します。参考資料は118、119ページになります。申請者は、所在地蒲生町白男〇〇番地、農事組合法人白男の郷、内容については、借受です。希望借受地区は、蒲生町白男・北地区。希望面積は、40,000㎡の田で水稲作付予定です。希望借受期間は10年。希望小作料は、10a当たり〇〇円です。</p>

	<p>続きまして、2番を説明致します。参考資料は120、121ページになります。申請人は、船津在住の〇〇さん。内容については、借受です。</p> <p>希望借受地区は、寺師地区、希望面積は、3,000㎡の田、畑で水稻、露地野菜予定です。希望小作料は、10a当たり〇〇円です。</p> <p>以上、議案第8号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。何か、ご意見等ございませんか。</p>
委 員	<p>19番です。あっせん申し出と借受について書いてありますが、北地区の田畑について白男の郷の方々は、引受ける気持ちはありますか？</p>
事務局	<p>先ほどの議案で、あっせん申し出の北地区が出てきましたが、こちらにつきましては、本来ならば総会終了後、担当員を振り分けて耕作者にお願いするという順序が一般的ですが、こちらは水稻時期が5月だった為、5月から水稻を始める方がいるため為事前に9番委員と打ち合わせを行いました。こちらについては、現在協議中です。</p> <p>7号議案の北地区の3番、7番、10番、11番については、以前〇〇さんが耕作されており、〇〇さんが亡くなられた為、所有者が困っていたので事務局で対応した経緯があります。この件につきましては、〇〇さんと〇〇さんと協議している最中です。申し訳ありませんが、そのようにさせていただきました。</p>
19番委員	<p>了解しました。</p>
10番委員	<p>私も長年農業委員をやっており、また合併後は、旧蒲生町とか加治木町の皆さんとも話す機会があります。19番委員から意見のありました白男の郷につきましては、私と同じように麦を作っており、良いコンバインを買いたいが面積が足りない為、何とかならないか？と聞いています。蒲生の皆さんにお願いしたいのは、全力をあげて、白男の郷が今年から、農事組合法人にもなるため、成功事例になるようご協力をお願いします。</p> <p>あっせんで出てきた所に農業委員が田んぼを作っている事があり良い畑は自分で作り、悪い畑はあっせんするという事を聞いています。あっせんは慎重におこなって欲しい。</p>
議 長	<p>委員の皆様も白男の郷のご協力をお願いいたします。</p> <p>貴重な意見をありがとうございました。</p> <p>よろしいですか。それではお諮りいたします。</p> <p>議案第8号 農地あっせん申出借受希望についての1番、2番について、原案のとおり受理することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>

議 長	<p>全員賛成ですので、議案第8号農地あっせん申出借受希望について1番、2番は、原案のとおり受理することに決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認されました議案第8号のあっせん申出に係わる、地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。</p> <p>自薦他薦いずれでもよろしいです。</p> <p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第8号</p> <p>1番は、9番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>2番は、27番委員</p> <p>事務局案でよろしいでしょうか。</p> <p>担当になられた委員の方々には、よろしくお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第9号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第11、議案第9号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画貸借の意見決定について議題に供します。</p> <p>1番から3番までについて、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第9号説明</p> <p>それでは、議案第9号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明致します。</p> <p>総会資料は、54ページとなります。今回は平成28年I期分の3件です。</p> <p>今回の中間管理事業における利用権設定については貸人〇〇さんが高齢、病弱で農作業ができなくなったため、今回機構事業を活用し利用権を設定する機構集積協力金 個人の経営転換協力金に該当します。</p> <p>1番 借人 鹿児島市〇〇さん 貸人 加治木町小山田在住の〇〇さん。 土地の所在が加治木町小山田字本仮屋〇〇番 田の1,294㎡です。契約の種類は、使用貸借権で契約期間は平成28年6月1日から平成38年5月31日までの10年間です。再配分予定者は、加治木町小山田在住の〇〇さん</p> <p>2番 借人 鹿児島市の〇〇さん 貸人 加治木町小山田在住の〇〇さん。 土地の所在が加治木町小山田字本仮屋〇〇番、田の1,272㎡です。 契約の種類は、貸借権で契約期間は平成28年6月1日から平成38年5月31日までの10年間です。賃借は年額〇〇円の口座振込みとなっております。再配分予定者は、加治木町小山田在住の〇〇さん。</p> <p>3番 借人 鹿児島市の〇〇さん 貸人 加治木町小山田在住の〇〇さん。 土地の所在が加治木町小山田字本仮屋〇〇番 田の410㎡です。契約の種類は、使用貸借権で契約期間は平成28年6月1日から平成38年5月31日までの10年間です。再配分予定者は、加治木町小山田在住の〇〇さん。</p> <p>以上、議案第9号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1番から3番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>

	<p>委員 [質疑なし]</p>
<p>議長</p>	<p>それではお諮りいたします。 議案第9号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画貸し借りの意見決定についての1番から3番について、原案のとおり決定致しました。 全員賛成ですので、議案第9号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸し借り）の意見決定についての、1番から3番については、原案のとおり決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 農地あっせんの経過報告 —————</p>
<p>議長</p>	<p>次に、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料については、農地あっせんの経過報告書の綴りをお願いします。 資料3ページ26番、申請人〇〇さん 現在、貸付協議中となります。 次に4ページ39番、申請人〇〇さん、こちらの方は今月の総会で2号議案、議案1で承認されましたので報告終了後、事務局で速やかに嘱託登記を行う予定です。 次に4ページ46番、申請人〇〇さんこちらの方は5月の利用権予定です。 次に5ページ48番、申請人〇〇さんも5月総会で利用権設定予定となっております。次に6ページ67番申請人〇〇さんは、〇〇さんと協議中です。 次に68番申請人〇〇さん、こちらにつきましても現在、協議中です。 担当委員さんにおかれましては、ご協力ありがとうございました。 以上で経過報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>委員のみなさんから報告はないですか。</p>
	<p>委員 「報告なし」</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの、事務局及びあっせん委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。何か、ご発言等ございませんか。</p>
	<p>委員 「発言なし」</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 合意解約報告 —————</p>
<p>議長</p>	<p>次に、農用地利用集積計画貸借の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、農用地利用集積計画貸借の合意解約報告をいたします。 4月は、37件が提出されております。</p>

		<p>内容については、別紙、合意解約4月分をご確認下さい。合意解約につきましては、議決不要案件ですので、ご理解方よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長		<p>ただ今の、事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>何か、ご発言等ございませんか。</p>
	委 員	<p>「発言なし」</p>
議 長		<p>それでは、この案件も報告ですのでこれで終わります。</p>
		<p>————— その他 —————</p>
議 長		<p>その他で何かございませんか。</p>
	委 員	<p>「発言なし」</p>
議 長		<p>次に、来月の現地調査・総会日についてですが、 現地調査は、5月24日 火曜日に、 総会は、5月31日 火曜日に開催予定でよろしいですか。</p> <p>現地調査委員は、 1班を、20番委員、23番委員、24番委員に、 2班を、25番委員、26番委員、2番委員にお願いしたいと思いますが、 よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、当番委員の皆さん、よろしくお願ひします。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>その他に委員からご発言はありませんか。</p>
	委 員	<p>「発言なし」</p>
議 長		<p>事務局からはありませんか。</p>
	事務局	<p>平成27年度始良市農業委員会互助会の収支決算報告について説明 農業委員会系統組織による「熊本地震義援金」の募集について説明</p>
議 長		<p>他に、ありませんか。</p>
議 長		<p>それでは、事務局から説明がありましたが、熊本地震義援金の募集につきましては、農業委員会 系統組織として被災した農業者等の今後の経営と生活の回復を図り、一日も早い復興を支援するため 始良市農業委員会としても義援金の活動を取組みたいと思います。</p>

事務局	<p>ご協力をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、平成28年度 第1回始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>[閉会]</p> <p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>
-----	---

議事録署名委員

署名委員	_____
署名委員	_____